

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記もとおり公表する。

平成27年 3月11日

みやき町長 末 安 伸 之



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

三川地域

（新町、市武、和泉、大坂間、新村、直代、続命院、南里ケ里、東津、松枝、向島）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年 2月16日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 0 経営体

個人 11 経営体

集落営農（任意組織） 10 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該地域には、担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。任意の集落営農組織が法人化を行う場合は、地域の話し合いを行い、原則として農地中間管理機構に貸し付け、法人等が借り受けを行うことにより、地域集積協力金を活用する。

6. 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体に農地集積を図り、経営規模拡大を目指す。また、新規就農者への支援を行っていく。